

○国民健康保険税 税率・税額等

		平成29年度 (平成28年度と同率・同額)
医療給付費分	所得割	前年中の基準総所得金額×6.76%
	資産割	当年分の土地、家屋の固定資産税額×28.00%
	均等割	加入者1人につき 25,000円
	平等割	1世帯につき 20,800円
	課税限度額	540,000円
後期高齢者 支援金分	所得割	前年中の基準総所得金額×2.36%
	資産割	当年分の土地、家屋の固定資産税額×10.20%
	均等割	加入者1人につき 8,600円
	平等割	1世帯につき 7,000円
	課税限度額	190,000円
介護 納付金分 (40～64歳)	所得割	前年中の基準総所得金額×2.80%
	資産割	当年分の土地、家屋の固定資産税額×14.00%
	均等割	加入者1人につき 11,600円
	平等割	1世帯につき 6,400円
	課税限度額	160,000円

国民健康保険税の

税率・税額を据え置きます

期限内納付と

医療費節減への協力を

税率・税額については、被保険者1人あたりの平均税額が県内でも高位になっていることから、昨年度に引き続き今年度も据え置くこととしました。

しかし、今後も医療費は増大が予

測されます。基金も残り少ないため、財政運営は非常に厳しい状況です。被保険者の皆さまには、国民健康保険税を納期限内に納付していただき、ジェネリック医薬品の活用や各種健康診査を積極的に受診するなど、医療費削減へのご協力をお願いいたします。

平成30年度から

県と共同運営へ

平成30年度からの国保制度改革に伴い、県と市町村が国保財政の共同運営を行います。県が医療費を支払い、市町村は国保税を県へ納付します。県が各市町村に納付金・標準保険料率を設定しますので、来年度からそれを基準に国保税率・税額を決定することになります。

国民健康保険税の

軽減について

世帯（世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者）の人数と所得状況に応じて、前年中の総所得金額が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額が軽減されます。

29年度は5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘ずべき金額が下記のとおり引上げられ、軽減の範囲が拡充されました。

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保の資格を喪失した方で、国保喪失日以降も継続して同一の世帯に属する方のことです。

軽減割合	世帯の判定所得
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+ 27万円 (被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
2割軽減	33万円+ 49万円 (被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

※譲渡所得は、特別控除前の所得で計算します。
※専従者給与（控除）は減額判定の際に支払者の所得として計算します。

※65歳以上の方の年金所得は減額判定の際に15万円までを差し引いて計算します。
※所得の申告をされていない被保険者がいる国保世帯は軽減対象になりません。

◆問い合わせ先

税務課

☎0859・54・5208